

議 会 運 営 委 員 会 記 録

日 時	令和 5 年 2 月 1 7 日 (金) 午前 1 1 時 7 分～午前 1 1 時 2 4 分
場 所	第 2 ・ 第 3 委 員 会 室
出席委員	◎阿比留義顯 ○塚本竜太郎 議 長 円谷 憲人 副議長 岡田 智佳 後藤浩一郎 桜田慎太郎※ 鈴木 清丞 中島 俊※ 林 伸司※ 平野 光一 福元 愛 古川 隆史 松本 寛道※ 村越 誠 山田 一一※ 渡部 和子
委員外出席者	(傍聴) 内田 博紀
欠席委員	
説明のため出席した者	副市長 (加藤 雅美)

※オンライン会議システムによる出席

○

午前 11 時 7 分開会

○委員長 ただいまから議会運営委員会を開きます。

○委員長 協議に先立ちまして、議長より御挨拶がございます。

○議長 本日は、お忙しい中、令和 5 年第 1 回定例会の日程等協議のため、お集まりいただき、ありがとうございます。新型コロナウイルスについては、今定例会も議員個人個人の体調管理や必要な感染対策等を引き続き講じていただきたいと考えております。一方で、昨今の感染状況や政府の動向を踏まえまして、徐々にコロナ禍前の議会運営に戻していくべき点もあるかと思っておりますので、本日は新型コロナウイルス感染症対策等について御協議をよろしくお願いいたします。

なお、今定例会の会期につきましては、資料 1 にお示ししてございます。前回の議会運営委員会においてお決めいただいたとおり、2 月 24 日から 3 月 20 日までの 25 日間となりますので、よろしくお願いいたします。

以上、甚だ簡単ではございますが、御挨拶といたします。よろしくお願いいたします。

○委員長 それでは、早速協議に入ります。

令和 5 年第 1 回定例会の議事運営についてを議題といたします。

まず、会期日程についてですが、議長からお話ございましたとおり、2 月 24 日から 3 月 20 日までの 25 日間となりますので、御了承願います。

○委員長 次に、委員会付託についてを議題といたします。

事務局より説明願います。

○議事課長 それでは、資料 1、(2) になります。委員会付託についてでございます。付託につきましては、資料右側に記載のとおり各委員会となります。

なお、議案第 16 号、令和 5 年度一般会計予算についてですが、4 月から予定される組織改正により所管する部局が変更となるものについては、先例によりまして組織改正前の部署の所管委員会へ付託することになります。以上でございます。

○委員長 ただいまの説明で、さよう御承知おき願います。

○委員長 次に、追加議案についてを議題といたします。

事務局より説明願います。

○議事課長 資料 1 の (3) でございます。追加議案につきましては、人事案件 2 件が予定されており、これらの取扱いは、提出された日の日程にのせ、提案説明を省略し、質疑を 3 問制で行い、委員会付託、討論を省略し、採決する運びとなります。以上でございます。

○委員長 ただいまの説明で、さよう御承知おき願います。

○委員長 次に、新型コロナウイルス感染拡大防止策についてを議題といたします。
議長から説明願います。

○議長 資料1、(4)でございます。これまでに引き続き、今定例会においても感染拡大防止等を行っていただく予定ですが、社会的な流れですとか、あとこれまでの取組を鑑みまして内容を一部見直したいと考えておりますので、御確認をお願いいたします。

まず、本会議の演壇で発言する際には、各議員の判断でマスクを外して発言することができることといたします。

なお、本会議の自席及び委員会において発言する際は、周りの方との距離が近いということで、マスクの着用をお願いできればと思います。

次に、演壇の水差しについては、事前に各議員から御希望があった場合に限り提供することといたします。

次に、委員会室のパーティションについては、発言の際にマスクを着用しており、窓と出入口を常に開けていることから換気ができているということで、設置しないことといたします。

次に、演壇のアルコール消毒については、休憩時間ごとに行います。

引き続き、対策を継続する事項は、資料に記載のとおりでございます。

なお、傍聴者のマスク着用につきましては、引き続き極力着用をお願いはいたしますが、着用していない傍聴者への注意は行いませんので、御承知おき願います。以上です。

○委員長 ただいま議長より説明のあった新型コロナウイルス感染拡大防止策については、何か御意見はございますでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長 では、新型コロナウイルス感染拡大防止策については、説明のとおりといたします。

○委員長 ここで議長より御発言がございました。

○議長 私から、改めて本会議における各議員の発言についてお願いを申し上げます。

会議規則第55条第1項に「発言は、すべて簡明にするものとし、議題外にわたり、又はその範囲を超えてはならない」という規定がございます。

また、この規定に反する発言であると私のほうで判断した場合には、第2項の規定により、その議員に対して注意をさせていただきます。場合によっては発言を禁止することもございますので、御留意いただければと思います。この点について、各議員においてもぜひ規則のところを確認いただいて御留意いただくようお願いを申し上げます。

○委員長 どうぞ。

○平野 今回議長があえて今の発言されたのは、何か懸念することがあったんでしょうか。

○議長 前回の定例会において、お名前は伏せますけれども、要は議長に申し上げたいということで発言をされた方がいらっしやいまして、基本的には私も注意すべきだったのかもしれませんが、議会の議論というところでそのまま流してしまったところがありましたので、改めてお願いするということでございます。懸念する点は、正直ございました。

○委員長 次に、常任委員会におけるオンライン会議時の運用についてを議題といたします。

事務局より説明をお願いします。

○議事課長 資料2になります。令和5年第1回定例会会期中の常任委員会におけるオンライン会議時の運用についてでございます。

今定例会の会期中に開催する常任委員会において、オンライン会議を行うこととなった際に、御留意いただく内容や注意事項等をお示ししてございます。こちらにつきましては、前定例会でお示しした運用から変更はございません。以上でございます。

○委員長 ただいまの説明でさよう御承知おき願います。

○委員長 次に、常任委員会の所管についてを議題といたします。

事務局より説明願います。

○議事課長 資料3-1でございます。前回の議会運営委員会におきまして、常任委員会の名称及び所管が決定されたため、こちらはその内容を反映した委員会条例の改正案となります。

なお、1ページめくっていただきますと規定がございまして、附則が下のほうにあると思うんですが、なお附則の規定ですけれども、まず第1項で令和5年4月1日が施行日となること、第2項では現在の委員が4月以降の委員会の委員となるかということ、第3項では審査及び審査中の事件については、4月以降はその事件を所管することとなる常任委員会に付議されるということをそれぞれ規定してございます。

なお、その次のページです。改正条例の新旧対照表は、資料3-2のとおりとなっております。こちらにつきましては、前回お示しした内容から変更はございません。以上でございます。

○委員長 ただいまの説明について、御質問等ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長 それでは、このとおり御承知おき願います。

なお、前回の議会運営委員会でもお伝えしたとおり、今後については議会運営委員会提出議案として、3月20日、定例会最終日の日程にのせ、趣旨説明の後、質疑、

討論を省略し、採決する運びとなります。

○委員長 次に、資料4でございます。市民サイド・ネットさんからの申入れについてを議題といたします。

この申入れについては、さきの議会運営委員会で政務活動費の上限額の設定と会派無所属議員の扱いの2点について、議会運営委員会で検討する旨が決定しております。

検討の具体的な内容について、松本委員から発言を求められております。松本委員、どうぞ。

○松本 政務活動費の上限額については、昨今の物価高を受けまして、上限額を上げるという方向で検討いただけないかという内容です。また、無所属議員に関しては、現行、会派所属議員より少なくなっておりますので、それも上げるという方向での御検討をお願いいたします。以上です。

○委員長 では、この申入れについては、次の議会運営委員会で議題といたしますので、各会派でそれまでに御協議をお願いします。

○委員長 次に、令和5年度議会費の概要についてを議題といたします。

事務局より説明願います。

○庶務課長 令和5年度一般会計歳出予算のうち議会費について御説明いたします。資料5でございます。

議会費の総額は、表の左下に記載のとおり6億7,797万3,000円で、前年度比2,503万8,000円の増額となりました。

主な内容を申し上げますと、まず1節の報酬から4節共済費、また8節旅費の会計年度任用職員の通勤費を合わせた人件費では、関東市議会議長会の会長業務のため増員していた事務局職員の1名が削減となり、2節の給料が436万5,000円の減額、4節の共済費が負担割合変更により548万5,000円の減額となっております。

令和5年度人件費トータルは5億6,316万3,000円となり、前年度と比較して1,081万1,000円の減額となっております。

続きまして、人件費を除く7節の報償費から18節の負担金補助及び交付金までにつきましては、合計額1億1,481万円で、前年度に比べ3,584万9,000円の増額となっております。

主な増減の要因を申し上げますと、旅費が278万3,000円の減、工事請負費が議場のマイク設備で3,480万円の増額でございます。これは、設置から10年以上が経過した本会議場のマイク設備の交換でございます。

以上、概略を御説明させていただきました。

なお、この資料は、議会運営委員会終了後にラインワークスで配付させていただきます。御質問等がございましたら、庶務課までお問合せください。以上でございます。

○委員長 ただいまの説明で、さよう御承知おき願います。

○委員長 次に、新型コロナウイルス感染症対策等に係る地方公共団体における議会の開催方式、方法に関するQ & Aについてを議題といたします。

事務局より説明願います。

○議事課長 資料6でございます。令和5年2月7日付で総務省自治行政局行政課長より、新型コロナウイルス感染症対策等に係る地方公共団体における議会の開催方法に関するQ & Aについて通知がございましたので、御報告いたします。

詳細は、資料の次のページの横の資料になります。問1として記載をされております「本会議に出席が困難な事情を抱える議員がおり欠席事由に該当する場合、議場の定足数を満たしていれば、欠席議員がオンラインによる方法で執行機関に対し質問を行うことは可能か」との問いに対しまして、答えとして上から3つ目の○、2行目「このため」以降に回答が記載をされております。「表決に対する賛否の意見の開陳として行われる討論や、表決・討論の前提として議題となっている事件の内容を明確にするために行われる質疑は、議場において行わなければならないオンラインによる方法で行うことはできない。またその下の○には、他方これらに該当せず、団体の事務全般について執行機関の見解をただす趣旨での「質問」として行われる発言については、各団体において所要の手続を講じた上で、出席が困難な事情により議場にいない欠席議員がオンラインによる方法で「質問」をすることは差し支えない」との解釈が示されてございます。

次に、問2といたしまして記載されている「委員会への出席が困難な事情がある場合として、例えば、災害の発生や、育児・介護等の事由をもって、議員が、いわゆるオンラインによる方法で委員会に出席することは可能か」との問いに対しましては、答えといたしまして「各団体の条例や会議規則等について必要に応じて改正等の措置を講じた上で、委員会への出席が困難と判断される事情がある場合に、オンラインによる方法により、委員会に出席することは差し支えない」との解釈が示されております。

なお、御存じのとおり、柏市議会委員会条例におきましては、重大な感染症の蔓延防止又は大規模な災害が発生した際に限り、オンラインによる方法での委員会を開会することができる旨が規定されてございます。以上でございます。

○委員長 ただいま事務局から説明のあったオンラインによる本会議での質問等については、説明のとおり、委員会条例や会議規則等の改正が必要となるものですので、引き続き調査研究を行い、必要に応じ、この場で協議していきたいと思っております。

○委員長 次に、新型コロナウイルスが感染症法上の2類相当から5類に移行した際の扱いについてを議題といたします。

事務局より説明願います。

○庶務課長 では、御説明いたします。御案内のとおり、5月8日から新型コロナ

ウイルスが感染症法上の2類相当から5類に移行されます。これにより新規感染者の全数把握は終了となり、一部の医療機関による定点把握になります。これに合わせ、ラインワークスなどによる保健所からの新型コロナウイルスの情報提供も終了となります。

なお、5類に移行した際の具体的な対応については、執行部についても国の方針に従って検討するとのことでございます。

今後、国が具体的な方針を示した際には、議会としても議長と御相談をしながら対応させていただき、結果をお知らせしたいと思います。

また、これまで議員が感染した場合には、性別、年代をマスコミに情報提供しておりましたが、今後はしないことといたしたいと思います。以上でございます。

○委員長 では、事務局説明のとおり、御了承願います。

○委員長 次に、議長から御発言がございます。

○議長 先日、市民の方から私のところに苦情がございました。朝の駅頭での音声がうるさいということで、御意見をいただいております。また、これまで事務局にも、同様の御意見が多数寄せられているということで報告を受けております。もちろん活動を制限するとか、そういうことではございませんが、そういった御意見があることを御留意いただきながら、それぞれの活動をしていただきたいと、このように思います。以上です。

○委員長 それでは、議長御説明のとおり、御承知おき願います。

○委員長 次回は、3月13日月曜日、質疑並びに一般質問の最終日、本会議終了後に開く予定であります。

○委員長 以上で議会運営委員会を閉会いたします。

午前11時24分閉会